

「令和 7 年度大阪府食品衛生監視指導計画（案）」に対する
府民意見等の募集結果及び大阪府の考え方について

○募集期間：令和 7 年 1 月 17 日（金曜日）から令和 7 年 2 月 17 日（月曜日）まで

○募集方法：電子申請、電子メール、郵送、ファクシミリ

○募集結果：1 団体から 11 件のご意見等をいただきました

寄せられたご意見等についての大阪府の考え方は以下のとおりです。

ご意見等は、個人や団体等の特定又は類推できる情報を除き、原則、原文のまま掲載していますが、趣旨を損なわない範囲で一部修正している部分があります。

No.	ご意見等の内容	大阪府の考え方
第 2 監視指導の実施に関する事項		
1	HACCP に沿った衛生管理が適切に実施されるよう指導を強化すること。 （理由）紅麹サプリの健康被害事件では HACCP に沿った衛生管理手法を採用していたにも関わらず、製造現場で実際には実施されていなかったために重大な健康被害を引き起こしたことが強く疑われる。こうしたことがないよう、実施状況や実施記録を従来以上に厳しく監視指導することを求める。	御意見として承ります。
2	2. 重点的に監視指導を実施する事項（3）食中毒発生防止対策の重点項目に、「腸管出血性大腸菌食中毒対策」を追加すること。 （理由）腸管出血性大腸菌食中毒は、2024 年（速報：2025 年 2 月 13 日までの報告事例）に全国で 16 件が報告されている。2022 年には京都府で死亡例もあり、重篤化する可能性も高い原因物質である。2024 年度計画で重点項目から外されているが、改めて追加することを求める。	本計画の実施区域は、食品表示法に関する一部の業務を除き政令指定都市及び中核市を除く大阪府域です。食中毒発生防止対策の重点項目は、実施区域における食中毒発生状況等を勘案し設定しています。引き続き、全国的な食中毒発生動向も注視しつつ、適切に監視指導を実施してまいります。
3	食品表示対策をより一層強化すること。 （理由）2019～2023 年度の実施結果によると、2023 年度の違反件数・違反率が最も多くなっている。原産地または原料原産地表示とその他衛生事項の違反件数が三桁を超えた。表示が適切に行われていない状態が続けば消費者の選択が損なわれてしまうため、指導・監視のより一層の強化を求める。 なお、令和 4 年度以降の実施結果にそれまで掲載されていた食品分類別のデータがなくなっているため、公表を求める。	食品表示については、府民の食品選択における重要な情報源であることから、本計画の重点監視指導事項としています。表示の適正化を図るため、引き続き関係部局と連携して、事業者への監視指導を行うとともに、研修会や相談対応を実施してまいります。また、食品表示制度は、時代に即して改正されることが見込まれるため、最新情報の発信に努めてまいります。 なお、実施結果については、ご意見を踏まえ、結果公表時に検討させていただきます。

4	健康食品関係施設の監視指導を強化すること。 (理由) 紅麹サブリの健康被害事件を受けて食品表示基準、機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工基準が改正されたことを踏まえ、重点的監視指導事項の(5)いわゆる「健康食品」の安全性確保において、それらの遵守徹底の指導を追記すること。	ご意見を受けて、(5)いわゆる「健康食品」の安全性確保の項目において、いわゆる「健康食品」(特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品、指定成分等含有食品を含む。)を製造する施設を重点監視施設として位置づけ、国が定める基準に適合する方法で製造等を行うよう指導する旨を追記しました。
5	検査実施件数を減らさないこと。 (理由) 別表3の検査実施計画の検査予定件数を合計すると3,739件である。これは、令和6年度計画から168件減、令和5年度計画から246件減であり、減少傾向が続いていることを懸念する。監視指導の水準を下げないために令和5年度計画の件数まで戻すよう求める。	結果として検査予定数は前年計画を下回っていますが、検査の必要性、検体確保の実情等を踏まえ、検査項目や検査数の見直しを行い、意義のある検査結果が得られるよう計画しており、全体として監視指導の水準は向上するものと考えています。
6	輸入食品検査予定件数を拡大すること。 (理由) 輸入食品が増加し、消費者の関心も高い輸入食品についての検査予定数は362件となっているが、令和5年度の監視指導計画実施結果によると検査予定数を大きく上回る676件が実施されている。令和7年度計画においては検査予定件数を増やし、国と連携して輸入食品の監視指導を強化することを求める。	輸入食品の検査の実績が検査予定数を上回っている主な理由は、検査対象を輸入食品に限定していない検査項目において結果として輸入食品が検体となる場合があるためです。検査予定数については、令和7年度監視指導計画においても必要な数を計画しており、着実に検査を実施してまいります。 監視指導については、国が水際対策を行い、府が輸入食品を含む府内流通品を対象とする役割分担のもと、引き続き取り組んでまいります。
7	食品中のPFAS検査を本計画案の検査項目とすること。 (理由) 消費者庁がPFOSとPFOAについてミネラルウォーターなどの飲料水でも水道水と同様の水質基準を定める方針を示した。「食品を含めたPFASにばく露され得る媒体におけるPFAS濃度について今後のデータの集積が求められる」とする食品安全委員会のPFAS評価書を踏まえ、関係省庁の動向を待つことなく、大阪府として食品中のPFAS濃度の測定を積極的に実施することを求める。	現在、消費者庁が、PFOS及びPFOAに係るミネラルウォーター類の成分規格の設定を検討しているところです。引き続き、国の関係省庁の動向を注視し、適切に対応してまいります。
8	災害発生時における食品衛生監視活動の項目を残すこと。 (理由) 災害発生時における食品衛生監視活動について、本府地域防災計画及び災害等応急対策実施要項に基づき行うことを理由として、計画案から削除されている。府民にとって、よりわかりやすいものとするために、「災害発生時における食品衛生監視活動」の項目を残し、「災害発生時における食品衛生監視活動について	災害発生時における食品衛生監視活動については、災害の規模、発生時期等に応じてとるべき対応が大きく異なることから、本府地域防災計画及び災害等応急対策実施要領と切り離すことが適切でわかりやすいと考えています。

	は、本府地域防災計画及び災害等応急対策実施要項に基づき、衛生監視等を行います」と記載することを求める。	
第4 リスクコミュニケーション等の実施に関する事項		
9	双方向でのリスクコミュニケーションに務めること。 (理由) 2 消費者への情報共有等の(2)について、府民、消費者、事業者、行政がそれぞれ双方向で意見交換する場を増やすことを求める。	府では、消費者、事業者及び行政関係者が食の安全安心に関する正確な情報を共有し、意見交換を行う場として、引き続き、シンポジウムや意見交換会等のリスクコミュニケーションの実施に努めてまいります。
10	関係部署と連携した情報発信を行うこと。 (理由) 2 消費者への情報共有等の(3)の食品等による危害発生防止のための情報提供について、多くの府民に迅速に情報提供するため、関係部署(消費生活センター、農林環境水産部流通対策課など)とも連携して情報発信を実施することを追記すること。	ご意見を受けて、大規模な健康被害事案の発生時等、必要に応じて、関係機関と連携を図り、より迅速かつ広範な情報発信に努める旨、追記しました。
その他		
11	保健衛生部門全体を拡充すること。 (理由) 食品衛生に加え、感染症対策等も含め、府民の保健衛生を守ることは大阪府の重要な責務である。関係部署、保健所の強化、人員・予算の拡充を計画的に進めることを求める。	御意見として承ります。